

製造・修理事業を始める事業者の方へ(事業開始までの概要)

既に届出されている事業者の方も届出事業の現状確認をして下さい。

1 事業の開始時

(1) 事業開始までの流れ

①事業内容・届出内容の確認・精査 → ②「特定計量器製造・修理事業届出書」提出(受理)
→ ③検査規則作成、台帳・記録様式整備 → ④事業開始

※届出する検査設備は、製造又は修理する特定計量器の性能・能力に対して、法令で規定された検定に合格できる性能を補完するもので、事業区分ごとに法令（施行規則別表第1）で定められたものであること。

※検査規則（台帳・記録様式など含む）は、事業開始前に提出（内容の確認精査を要す）。事業届出と同時に事業を開始する場合は、届出時に提出する。

(2) 事業内容、製造・修理内容の確認

ア 製造・修理しようとする特定計量器の種類・内容（性能・能力）が確定しているかどうか。

イ 製造を行うことができる事業場（製造事業）、又は、修理を行うことができる事業所（修理事業）、であるかどうか。

ウ 部品供給（修理事業での型式承認図面の入手等）を受けられるかどうか。

エ 計量法関係法令・技術基準を理解しているかどうか。

(3) 事業届出時の提出書類

下表参照。提出先は東京都計量検定所管理指導課指導担当。予め提出書類の内容確認を受けて下さい。この他に別添のセルフチェック用紙を提出して下さい。

(4) 事業開始時

- （全事業者）検査規則（台帳・記録様式などを含む。施行規則第8条。）
- （タクシメーター事業）タクシメーターの封印に係る記号届出書（検則第15条の3、都の指定様式）
- （必要時）記号届出書（検則第7条、様式第6）

2 事業開始後の提出書類

- (1) 届出内容の変更時 → 「届出書記載事項変更届」を提出（届出者、事業場(所)、検査設備）
- (2) 事業の廃止時 → 「事業廃止届」を提出
- (3) 4月中 → 「事業者報告書」を提出（3月中に東京都計量検定所から提出案内を送付）
- (4) その他（必要に応じて、関係書類の提出を求める場合あり。）

3 立入検査

(1) 届出書受理の前後どちらか若しくは両方に、事業の実施場所・実施体制の現地確認をします。

(2) (1)以降も立入検査を実施（定期、不定期）します。

4 その他

(1) 質量計の販売（法第51条）

質量計を販売する場合には、販売事業の届出が必要です。（例外規定もあります。）

(2) 譲渡制限（法第57条）

ア 検定証印のない体温計・血圧計の譲渡・貸渡し・販売・修理委託等は禁止されています。

イ 輸出のために検定証印のない体温計・血圧計を譲渡・貸渡し・販売する場合は、予め都道府県知事に届け出なければなりません。

◆事業開始時の届出書類等の提出部数

必要な書類		製造事業(法40条)			修理事業(法46条)	
		正本 (国)	副本 (都)	副本 (届出者)	正本 (都)	副本 (届出者)
特定計量器製造(修理)事業届出書		<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通
内容を 証する書面	登記事項証明書等	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 写し1通		<input type="checkbox"/> 1通	
	事業場(所)に関するもの	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通		<input type="checkbox"/> 1通	
	検査設備に関するもの	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通	<input type="checkbox"/> 1通

副本(届出者) は受付印を押印してお返しします。

◆内容を証する書面

書面の種類		書面として有効なもの	備考
届出者の証明 (登記事項証明書等)	個人	<input type="checkbox"/> 住民票 (本人確認できるものを提示して下さい)	届出日の3か月以内に発行されたもの
	法人	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書 等の商業登記簿謄本	
事業場(所)を 証する書面	所在に関するもの	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(上記参照) <input type="checkbox"/> 事業者ホームページの掲載ページ、 <input type="checkbox"/> (借地の場合)貸借契約書(写し)、など	届出者と同じ住所の場合は不要。
検査設備 を証する書面	検査設備の性能 に関するもの	<input type="checkbox"/> 基準器検査成績書(写し) <input type="checkbox"/> JCSS等校正証明書(写し) <input type="checkbox"/> 検査設備のカタログ・発注仕様書(写し) など必要な書面	基準器検査成績書は、届出時においては使用予定検査設備の購入契約書の写しで可。
	検査設備の配置 に関するもの	<input type="checkbox"/> 配置図、平面図等の書面 (検査場所、作業場所、基準器設置・保管場所を記したもの)	

問合せ先
東京都計量検定所管理指導課指導担当
電話 03-5617-6626、FAX03-5617-6634

製造・修理事業開始事業者(法人)セルフチェック(標準)

該当する事項、必要事項、確認した事項にチェックをつけるほか、必要事項を記入して下さい。

1. 行おうとしている事業の実施体制

届出事業の種類	<input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 修理	事業区分	
事業を行おうとしている場所について	<input type="checkbox"/> 上記の事業を行うスペースや環境等を確保している。		
対象とする特定計量器の種類、計量範囲、目量など。	①	②	事業対象予定となる計量器の概略を記入
承認型式	<input type="checkbox"/> 承認型式以外の特定計量器のみを取り扱う。 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 型式の承認を申請する予定(製造) <input type="checkbox"/> 修理しようとする特定計量器の承認型式図面とその部品供給体制を確保している。(修理)		
<input type="checkbox"/> 計量法関係法令の概要を把握した	対象の特定計量器に関する規制 <input type="checkbox"/> 定期検査 <input type="checkbox"/> 有効期間 <input type="checkbox"/> 修理義務 <input type="checkbox"/> 譲渡制限		
<input type="checkbox"/> 計量法関係法令に基づき、必要な届出・報告・遵守内容や計量器の技術基準を把握した。			

2. 事業届出書のチェック

事業届出書	様式	<input type="checkbox"/> 製造事業 <input type="checkbox"/> 修理事業		
	届出者	<input type="checkbox"/> 住所・名称・代表者の氏名は、登記内容と一致している。 <input type="checkbox"/> 提出する全ての届出書に代表者印を押印した。	住所は登記事項の本店住所であること	
	事業区分	<input type="checkbox"/> 事業対象の計量器のための事業区分となっている。		
	事業場事業所	<input type="checkbox"/> 事業を行うことができる場所である。 (修理) <input type="checkbox"/> (所在場所での修理)事業の拠点となっている。	<input type="checkbox"/> 該当する場合	
	検査設備	<input type="checkbox"/> 届出の事業区分に適合する検査設備である。 (借用の場合) <input type="checkbox"/> 周期的な検査・点検時を除き、使用に支障がない。 <input type="checkbox"/> 対象の計量器の性能を考慮した検査設備である	検査設備の計量範囲、目量、精度などの性能が法令で規定された検査をできるものであること。	
添付書類	届出者	登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 現在事項全部証明書		
	事業場事業所	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(届出者と同じ住所の場合は不要) <input type="checkbox"/> 貸借契約書の写し(借地の場合) <input type="checkbox"/> 事業者ホームページの掲載ページ <input type="checkbox"/> その他	左記以外の場合は事前に東京都計量検定所へ確認して下さい。	
	検査設備	性能	基準器・JCSS標準器 <input type="checkbox"/> 基準器検査成績書(写し)、 <input type="checkbox"/> JCSS等校正証明書(写し) その他の設備 <input type="checkbox"/> 試験成績書、 <input type="checkbox"/> 検査設備のカタログ・発注仕様書(写し)、 <input type="checkbox"/> その他 (借用の場合) <input type="checkbox"/> 貸借契約書等の写し	<input type="checkbox"/> 購入契約書の写しの場合、後日成績書の写しを提出する。 <input type="checkbox"/> 実用基準分銅を使用する場合は質量標準管理マニュアルを届出する。 借用先、借用者とも、事業の適正な実施に支障がない場合に限る。(契約内容に記載)
		配置	<input type="checkbox"/> 配置図、平面図	検査場所、作業場所、基準器設置・保管場所を記したもの
	その他	<input type="checkbox"/> 届出事項一覧 <input type="checkbox"/> 事業場等一覧 <input type="checkbox"/> 検査設備一覧	<input type="checkbox"/> 添付の指示があった場合	
部数	<input type="checkbox"/> 必要な届出書及び添付書類の部数		概要説明資料の提出部数欄を参照	

3. 記号の使用(事業届出時に提出 後日提出→ 年 月までに提出する)

<input type="checkbox"/> 記号を使用しない <input type="checkbox"/> 記号を使用する(以下の内容を確認して下さい。)	
<input type="checkbox"/> 記号届出書を提出する <input type="checkbox"/> (製造)登録商標を使用する(事業届出書に添付)	正本1通、副本2通
<input type="checkbox"/> タクシーメーターの封印に係る記号届出書を提出する	正副各1通

4. 検査規則の提出(事業届出時に提出 後日提出→ 年 月までに提出する)

文書	<input type="checkbox"/> 検査規則本文 <input type="checkbox"/> 細則・基準・記録 <input type="checkbox"/> 組織図、体制 <input type="checkbox"/> 配置図	
構成内容	検査設備	<input type="checkbox"/> 管理方法、基準 <input type="checkbox"/> 台帳
	検査・記録	<input type="checkbox"/> 適用技術基準 <input type="checkbox"/> 検査方法、検査手順 <input type="checkbox"/> 観測紙 <input type="checkbox"/> 記録
	届出・報告	<input type="checkbox"/> 届出内容変更・事業の廃止 <input type="checkbox"/> 事業実績の報告

5. 事業に関する問合せ先(部署名が長い場合には書類が郵送できる範囲での省略名称として下さい。)

届出内容の確認・書類の送付先、立入検査の際の連絡先		
部署名 担当者名		
郵便番号 住所		
電話番号	FAX 番号	

提出日 年 月 日